

令和6年7月10日

## 学校教育活動等における熱中症事故防止に向けた対応について（基準）

内子町教育委員会

### 1 「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」発表時の対応

愛媛県内すべての暑さ指数（WBGT）情報提供地点において、翌日の日最高暑さ指数が35以上となることが予測される場合、環境省より「熱中症特別警戒アラート」が前日の14時頃発表されます。

#### (1) 授業日・登園日の場合

○ 校長会と協議を行い、休校・休園も含め、対応を判断する。

#### (2) 夏季休業日及び週休日の場合

○ 部活動はすべて中止とする。

○ 各種行事等は中止または延期とする。

### 2 「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」発表時の対応

愛媛県内の暑さ指数（WBGT）情報提供地点のいずれかにおいて、日最高暑さ指数が33以上となることが予測される場合、環境省より「熱中症警戒アラート」が前日の午後5時頃または当日の午前5時頃発表されます。

近隣地域が「暑さ指数（WBGT）が31以上（暑さ指数31・32に達する地域）」の場合

熱中症予防情報サイトにより、暑さ指数の情報を提供している地点があります。（近隣では大洲・松山・久万高原）

#### (1) 学校・園が対応を検討する

○ 学校・園が活動場所ごとに、暑さ指数計測器によるこまめな計測を行う。

○ 状況に応じて、学校・園が活動場所や活動内容の変更、または中止・延期を検討する。熱中症対策が整備されていない場所においては、活動を中止する。

実測値（活動する場所において計測した値）が、

暑さ指数（WBGT）31以上では、活動の変更・中止を検討します。

暑さ指数（WBGT）33以上では、原則、活動を中止します。

#### (2) 活動を実施する場合の留意事項

○ 「熱中症対策チェックリスト（参考）」に基づき、対応を検討する。

○ 全ての関係者が熱中症対策を徹底できているか確認する。

### 3 その他

(1) 各種大会への参加については、大会主催者の指示に従う。

(2) 暑さ指数の計測状況や熱中症対策の方法について、関係者に周知する。

(3) 状況に応じた児童生徒の学校内外での過ごし方について、適切に指導する。